

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について（ティーエスフーズ株式会社）

農林水産省は、ティーエスフーズ株式会社（法人番号：6030001035326）から提出された「事業再編計画」について令和3年3月23日（火曜日）付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の認定

ティーエスフーズ株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、令和3年3月23日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び設備投資に係る割増償却を受けることが可能となります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

2. 事業再編計画の概要

冷凍食品製造等を行うティーエスフーズ株式会社は、老朽化した現本社工場から新本社工場へ移転するとともに、新設備を導入することで、生産体制の効率化及び製造能力の拡充を図ります。今回の事業再編により、国産野菜を使用した商品の増産を行います。この取組により、国産農産物の調達量及び農業者との直接取引量を拡大し、生産者の経営安定・発展につなげることを目指します。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：令和3年4月

終了時期：令和7年5月

4. 申請者の概要

名称：ティーエスフーズ株式会社

住所：埼玉県草加市柿木町1186

代表者：代表取締役 飯山 昭彦

資本金：12百万円

添付資料

[ティーエスフーズ株式会社の事業再編計画の概要](#)
[事業再編計画の内容の公表](#)

【お問合せ先】
食料産業局食品製造課
担当者：川島、天賀
代表：03-3502-8111（内線4113）
ダイヤルイン：03-6744-2249
FAX：03-3502-5336

令和3年3月23日

ティーエスフーズ株式会社の事業再編計画の概要

冷凍餃子等を製造しているティーエスフーズ株式会社は、埼玉県に所在する築43年を過ぎている本社工場を撤去し茨城県に新しく建設するとともに、新設備を導入することにより、製造体制の効率化及び製造能力の拡充を図る。

今回の事業再編により、国産野菜を使用した商品の増産を行う。この取組により**国産農産物調達量及び農業者との直接取引量を拡大し**、生産者の経営安定につなげることを目指す。

<事業再編計画概要>

【実施時期】 令和3年4月～令和7年5月

【事業構造の変更】

施設の相当程度の撤去
及び設備の廃棄

- ・ 現本社工場の撤去
- ・ 新本社工場建設



【事業方式の変更】

- ・ 新工場の新設と新設備の導入
→ 製造・出荷体制を強化・効率化して、生産性向上を図る。
- 冷蔵設備を増強し配送の効率化を図る。
- ・ 国産野菜の調達量増加
→ 国産キャベツ及び茨城県産キャベツの調達量増加。

【支援措置】

- ・ 金融支援（日本政策金融公庫による低利融資）
- ・ 税制特例（設備投資に係る割増償却）

【目標】

（農産物流通等の合理化）

キャベツ調達量 令和元年度 650t → 令和6年度 1,400t

（うち、茨城県産キャベツ 令和元年度 290t → 令和6年度 350t）

茨城県内の契約農家数 令和元年度 6件 → 令和6年度 9件

（生産性の向上）

従業員1人あたりの付加価値額 R元年度：4.5百万円→R6年度：6.3百万円

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和3年3月23日

2. 認定事業再編事業者名
ティーエスフーズ株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

ティーエスフーズ（株）は餃子、焼売等の製造を行っているが、本社工場の老朽化により建て替えが不可能であるため、新たな場所へ移転し、本社工場を拡張、新設する。老朽化した設備から、省人化が期待できる新設備を入替することにより、生産効率を上げ生産量及び売上の増加を図ることを目標とする。

現在の売上は19億円前後であるが、本社移転後、5年後の売上目標は30億円を目指す。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

新本社工場の稼働により、一連のライン設備を導入するなど、新規設備を導入することにより、生産能力を現行から59%増強させる。

生産量の増加に伴い、キャベツ調達量を令和1年度の650tから令和6年度には1,400tまで増加させることを目標とし、茨城県産キャベツを令和1年度の290tから令和6年度には350tまで増加させることを目標とする。茨城県内の農業者2～3先と新規契約するほか、農業法人においては、まずは50a規模拡大し25t程度の出荷量の増加が見込まれる。以上のような取組により、生産者の経営安定、発展に寄与する。

現状では売上の維持に最低でも90名以上の人員が必要であるが、目標年には売上が1.5倍程度増加するにも関わらず、115名の人員での操業が可能となり、25名程度の人員削減が可能となる。

② 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上に関しては、令和6年度には、令和1年度に比べて、従業員一人当たりの付加価値額を40%向上させることを目標とする。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性の向上に関しては、令和6年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの7倍、経常収支比率は108.1%となる予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

飲食料品の製造事業（冷凍調理食品製造業）

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

保有する施設の相当程度の撤去及び設備の廃棄

（事業方式の変更）

新本社工場の稼働による生産量の増加に伴い、キャベツ調達量を令和1年度の650tから令和6年度には1,400tまで増加させる。うち、茨城県産キャベツは令和1年度の290tから令和

6年度には350tまで増加させる。

また、新工場移転を機に冷蔵庫を拡張することで、1日2回の配送から、1日1回の配送が可能となり、配送コストの年間100万円程度の削減を見込む。

老朽化した本社工場撤去及び新工場への移転により、一連のライン設備など新規設備を導入することにより、生産性の向上を図る。また、自動蒸し機・フリーザーの導入により均一な品質を確保するとともに、動線や製造環境の整備を行うことで衛生管理の強化を図る。

なお、当該事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても十分に持続可能なものと見込まれる。また、一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(2) 事業再編を行う場所の住所

旧本社工場：埼玉県草加市柿木町1186

新本社工場：茨城県つくばみらい市富士見ヶ丘3丁目8

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期 令和3年4月

終了時期 令和7年5月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

該当なし。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第 1 条第 1 項の要件			
	十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄	撤去する施設とその内容 埼玉本社餃子等製造工場等 撤去期日：令和 4 年度中 撤去比率：97.7%	
法第 2 条第 5 項第 2 号の要件			
	農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	埼玉工場を撤去し、新本社工場に移転し、新規設備の導入により生産体制の効率化を図る。 生産量の増加に伴い、国内産キャベツの調達量を増加させる。うち、茨城県産キャベツの調達量も増加させる。	法第 25 条第 1 項（株式会社日本政策金融公庫による長期・低利の資金の貸付） 租税特別措置法第 46 条 2 の割増償却等（認定事業再編計画に基づく事業再編促進機械、建物等の割増償却）